

## 小郡市新規創業資金等借入者利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規創業者を対象とする融資制度を利用した者に対して小郡市新規創業資金等借入者利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 本市域内において新たに事業を開始することをいう。
- (2) 新規創業者を対象とする融資制度 福岡県中小企業融資制度のうち新規創業資金を、日本政策金融公庫の融資制度のうち新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金及び再挑戦支援資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、新規創業者を対象とする融資制度について平成28年4月1日以降に融資を受ける者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 融資を受けて1年以内に創業した者又は創業後1年以内に融資を受けた者
- (2) 法人にあっては補助金申請時において市内に事業所を有し事業所の登記をした者、個人にあっては補助金申請時において市内に住所及び事業所を有している者
- (3) 市税、国民健康保険税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、融資（借り換えに係る融資を除く。）に係る第1回目の償還をした日の属する月から起算して1年間とし、12月分を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、利子（延滞等に係る利子を除く。）として支払われた額とする。ただし、上限は、合計額で15万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、融資の償還の開始の日から、1月分から6月分までの補助金については当年7月末までに、7月分から12月分までの補助金については翌年1月末までに小郡市新規創業資金等借入者利子補給補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、融資の償還を完了した場合は、当該返済をした月の翌月末日までに申請しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、小郡市新規創業資金等借入者利子補給補助金決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定の際、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。